

捨て犬・捨て猫は 犯罪!

愛護動物を遺棄した者は、
一年以下の懲役又は百万円
以下の罰金に処せられます。

※明らかに遺棄された場合は警察に通報してください。



飼い主の責任!

●繁殖制限 ●終生飼養
(不妊・去勢手術)

茨城県動物指導センター
茨城県警察